

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年2月18日

盛岡地方法務局宮古支局

登記官 佐々木 正 人
（公印省略）

記

- 1 手続番号
第4004-2023-0019号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
下閉伊郡岩泉町浅内字川代日蔭35番2

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年2月18日

盛岡地方法務局宮古支局

登記官 佐々木 正 人
（公印省略）

記

- 1 手続番号
第4004-2023-0022号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
下閉伊郡岩泉町小本字本茂師48番